『商店街による安心・安全なまちづくりのための支援を受けたい』

商店街まちづくり事業

商店街が地域の行政機関等からの要請に基づいて実施する、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備を支援します。

対象となる方

商店街組織

・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織

・法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの等

※ただし、子育て支援施設又は高齢者向け御用聞き型サービス施設の整備を実施する場合は、商店街組織と民間事業者の連携体での申請が可能です。

支援内容

商店街等において実施する事業であって、当該地域の行政機関等の要請に基づく地域住民の安心・安全な生活環境の維持のための施設・設備等の整備を支援します。

また、あわせて、補助事業実施期間中の施設・設備等の整備の実施前及び実施後における歩行者通行量の測定も支援対象となります。

○対象事業

本事業を実施した結果、補助事業実施前に比べ、補助事業終了後において、当該商店街等の①安心・安全の向上、②歩行者通行量の改善、③その他独自に設定した指標（任意）の事業実施効果が見込まれることが必要です。

○補助事業実施場所

「商店街」の体をなしているところ

※ただし、高齢者向け御用聞き型サービス施設の整備を実施する場合は商店街区以外も対象となります。

○補助率

2/3以内

○補助額

上限：1億5,000万円、下限：50万円

※ただし、街区が広範に及ぶ等、特段の事情がある場合は、事業計画書にその事情を記載し、特に必要と認められた案件については、上限額を 2 億円まで拡大できることとする。

ご利用方法

（1） 募集期間中に商店街まちづくり事業事務局に申請書類を提出

※行政機関等からの要請書が必須となります。

（2） 学識経験者等による審査委員会を経て、採択案件を決定

（3） 採択された補助事業者は補助金交付規程に基づき、交付申請書を商店街まちづくり事業事務局に提出し、交付決定、事業開始

お問い合わせ先

商店街まちづくり事業事務局　　TEL：03-5551-9291

〒104-8411　東京都中央区築地1-11-10

URL：http://www.syoutengai.or.jp/machi/index.html